徳島県告示第５１３号

道路法（昭和27年法律第１８０号）第18条第１項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県美馬県土整備事務所において、令和８年10月16日から２週間一般の縦覧に供する。

令和８年10月16日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

道路の種類　一般国道

路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
４３８号	美馬郡つるぎ町貞光字日浦川向２２４番４地先から同３３１番２地先まで	旧Ａ	4.3～45.2	175.8
		旧Ｂ	10.2～42.2	101.0
	同	新Ｂ	10.2～42.2	101.0